

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年2月2日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 18 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	第3給水加熱器(C)ドレン水位計入口弁点検時、弁軸に傷が認められたため、当該弁軸を交換。	D	
2	3号機	主タービン軸受(#3)リフトポンプ用電動機点検時、軸受ケース及びカップリング部の嵌合値に管理値外れが認められたため、対応検討。	D	
3	3号機	制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット(02-39,14-23,22-07)アキュームレータの液位スイッチ点検時、動作不良(フロートの動きが悪い)が認められたため、当該液位スイッチを修理。	D	
4	3号機	主復水器(A,B)渦流探傷検査時、伝熱管11本に不入管が認められたため、当該伝熱管に閉止栓を取付。	D	
5	3号機	第1給水加熱器(B)ドレン水位計(高、高高)点検時、マイクロスイッチの接点不良(抵抗大)が認められたため、当該マイクロスイッチを交換。	D	
6	3号機	低圧蒸気タービン(C)内部車室点検時、部品(ヒートパッフル)止め金具に浸食が認められたため、当該金具を交換。	D	
7	3号機	低圧蒸気タービン(B)内部車室点検時、部品(ヒートパッフル)止め金具に浸食及び外れが認められたため、当該金具を交換。	D	
8	3号機	原子炉補機冷却系第二中間ループ循環ポンプ(C)用電動機点検時、固定子コイルくさびに緩み(6本)が認められたため、対応検討。	D	
9	3号機	高圧窒素ガス供給系非常用(B)窒素ガス貯槽入口弁(電動駆動)点検時、開度計不良(全開時130%指示)が認められたため、当該開度計を補修。	D	
10	3号機	安全保護系設定値確認検査(その1)の準備作業時、「地震加速度大トリップ」の警報が発生したため、原因を調査後、対応検討。	C	
11	3号機	格納容器真空破壊弁(A)作動試験時、リミットスイッチ(開側)に地絡が認められたため、当該リミットスイッチを交換。	D	
12	3号機	残留熱除去機器冷却系熱交換器(D)胴出口サンプリング配管において、詰まりが認められたため、当該配管を点検清掃。	D	
13	3号機	第2給水加熱器(B)の浸透探傷検査時、溶接線に指示模様が認められたため、当該部を補修。	D	
14	3号機	原子炉隔離時冷却系テストライン止め弁(電動駆動)点検時、リミットスイッチのロータにヒビが認められたため、当該リミットスイッチを交換。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	3号機	復水系復水浄化ポンプ(A,B)点検時、潤滑水ドレンフローガラスのガラスに割れが認められたため、当該ガラスを交換。	D	
16	3号機	原子炉冷却材浄化系制御盤のタイマー点検時、動作値に管理値外れ(5個)が認められたため、対応検討。	D	
17	1.2号廃棄物処理設備	濃縮洗濯廃液ポンプ出口ライン温水洗浄弁の開操作時、動作不良(50%開度で停止)が認められたため、当該弁を点検補修。	D	
18	3.4号廃棄物処理設備	換気空調系廃棄物処理制御室冷凍機(B)圧縮機(#1,2)冷媒膨張弁において、動作不良が認められたため、当該膨張弁を点検補修。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A<sub>S</sub> : 法令、安全協定に基づく報告事象  
: プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
: 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象  
: 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ  
電話 0240-30-7802